

○財務省告示第七十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
令和元年七月一日に発行した利付国債の発行条件
等を次のとおり告示する。
令和元年八月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号	利付国庫債券（二年）（第四百二回）
二 発行の根拠の法律及びその条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百一号）第三条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札発行
四 発行方法	

				七																				
ハ				ロ				ハ																
争	非	者	特	争	非	者	特	争	非	者	特	争	非	者	特									
入	価	・	別	入	価	・	別	入	価	・	別	入	価	・	別									
札	格	第	参	札	格	第	参	札	格	第	参	札	格	第	参									
発	競	Ⅱ	加	発	競	Ⅰ	加	発	競	Ⅱ	加	発	競	Ⅰ	加									
場				場				場				場												
四	五			三	円	一		で	た	条	特	円	い	に	関	凶	財	で	利	第	別	十	は	き
千	百			千		兆		五	利	第	一		、	基	ず	る	政	千	付	一	会	五	、	発
円	六			十		七		百	付	一	会		額	づ	る	め	運	百	国	項	計	二	額	行
	十			億		千		十	五	項	の		面	き	法	の	営	十	債	の	規	千	面	し
	二			三		六		九	十	に	規		金	発	律	公	に	六	に	定	す	六	額	た
	億			千		十		億	九	定	す		額	行	第	債	必	億	つ	に	る	百	で	利
	五			四		二		円	つ	に	る		で	た	三	の	要	四	い	基	法	九	一	付
	千			百		億			て	基	法		三	利	条	な	財	百	は	づ	律	十	兆	国
	五			七		八			、	づ	第		千	付	一	財	源	九	は	き	第	五	四	債
	百			万		千			額	き	四		四	国	項	の	の	万	額	発	十	万	千	に
	五			六		四			面	発	十		十	債	の	特	確	円	面	行	六	円	八	つ
	十			千		十三			金	行	十		一	に	規	例	保	十	金	した	十六	、	百	い
	二			円		万			額	し	六		億	定	に	を	を	額	た	条	特	四	て	

十 十 十 十 九 八
 三 二 口 イ 一 振 額 最
 期 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発 行 行 振 替 額 低 行
 子 率 札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市 札 格 競 行 行 替 単 額 面 金
 利 行 争 非 者 特 国 札 格 競 行 行 替 単 額 面 金

五 万 円
 振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額と
 の整数倍の金額によるものと
 する。令和元年七月一日
 令和元年七月一日
 金額 五厘以上つき 六十二
 金額 五厘以上つき 六十二
 格 五厘以上つき 六十二
 金額 五厘以上つき 六十二
 金額 五厘以上つき 六十二

年〇・一パーセント
 令和二年一月一日を支払期と
 し、次の算式により算出した金
 額を支払う。ただし、支払期が
 銀行休業日に当たるときは、そ
 の翌営業日に支払うこととし、
 号及び第十五号において規定す
 る期日について同じこととする。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 九	十 八	十 七	十 六	十 五		十 四	
払 込 期 日	者 入 札 参 加	払 場 所	元 利 金 支	償 還 金 額	償 還 期 限	後 の 利 子	
令 和 元 年 七 月 一 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行	日 額 百 円 に つ き 百 円	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	令 和 三 年 七 月 一 日	を 支 払 う 。前 六 月 間 に 属 す る 利 子	そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る 利 子
						払 込 期 間	
						毎 年 一 月 一 日 及 び 七 月 一 日 を 支	